

食安発第0215001号

平成19年2月15日

(最終改正：平成29年3月17日生食発0317第19号)

各  
〔都道府県知事〕  
〔保健所設置市長〕  
殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

### 対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について

標記については、昭和44年4月7日付け環乳第7024号により取り扱っているところですが、今般、我が国より香港へ輸出される牛肉については、香港食物環境衛生署との協議の結果、別紙のとおり「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」（以下「認定要綱」という。）を定めることとしたので、御了知の上、関係営業者に対する周知及び指導方お願いします。

香港への輸出条件については、対米及び対カナダ輸出食肉を取り扱うと場等の認定要綱に下記の条件を加えたものであるので、下記事項を留意のうえ、その運営に遺漏なきようお願いします。

なお、「対香港輸出食肉の取り扱いについて」（昭和44年4月7日付け環乳第7024号）の記の1「対香港輸出食肉」の後に「(牛を除く)」と加えることとします。

#### 記

- 1 個体識別番号により、日本において生まれ、飼養されたことが確認できる牛由来であること。
- 2 施設の認定日以降にとさつ・解体が行われた牛由来であること。
- 3 香港輸出食肉を含む箱の包装はそれ以外を含む包装と容易に区別されるよう表示され、取り扱われること。
- 4 船荷証券 (bill of landing)、マニフェスト (shipping manifest) 等の船積書類には、「Product Meets Export Requirements for Hong Kong (製品は香港向け輸出条件を満たす。)」の記載があり、製品名と製品数重量を明示すること。